

別紙

（不動産登記規則の一部改正）

第一条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章 [略] 第二章 [略] 〔第一節・第二節 略〕 第三節 登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の八） 第四節 [略] 第三章 [略] 〔第一節・第二節 略〕 第三節 [略] 第一款 [略] 第二款 所有権に関する登記（第一百五十六条の二―第一百五十八条） 第二款の二 相続人申告登記等 第一目 通則（第一百五十八条の二―第一百五十八条の十八） 第二目 相続人申告登記（第一百五十八条の十九―第一百五十八条の二十三） 第三目 相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記（第一百五十八条の二十四―第一百五十八条の二十七） 第四目 相続人申告登記の抹消（第一百五十八条の二十八―第一百五十八条の三十）
改正前	目次 第一章 [同上] 第二章 [同上] 〔第一節・第二節 同上〕 第三節 登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の六） 第四節 [同上] 第三章 [同上] 〔第一節・第二節 同上〕 第三節 [同上] 第一款 [同上] 第二款 所有権に関する登記（第一百五十七条・第一百五十八条）

第二款の三 ローマ字氏名の併記（第百五十八条の三十一―第百五十八条の三十三） 第二款の四 旧氏の併記（第百五十八条の三十四―第百五十八条の三十七） 〔第三款く第六款 略〕	
第四節 〔略〕 第四章 登記事項の証明等 第一節 登記事項の証明等に関する請求（第百九十三条―第百九十五条） 第二節 登記事項の証明等の方法（第百九十六条―第二百二条） 第三節 登記事項証明書等における代替措置 第一款 通則（第二百二条の二―第二百二条の九） 第二款 代替措置（第二百二条の十―第二百二条の十五） 第三款 公示用住所の変更（第二百二条の十六） 第四節 手数料（第二百三条―第二百五条） 〔第五章・第六章 略〕 附則 （付記登記） 第三条 〔略〕 〔一・二 略〕 三 法第七十六条の三第一項の規定による申出に関する登記 四 〔略〕 （地図等の訂正）	〔第三款く第六款 同上〕 第四節 〔同上〕 第四章 登記事項の証明等（第百九十三条―第二百五条） 〔第五章・第六章 同上〕 附則 （付記登記） 第三条 〔同上〕 〔一・二 同上〕 〔号を加える。〕 三 〔同上〕 （地図等の訂正）

第十六条 「1～4 略」

5 「略」

「一・二 略」

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第二百二条の四第六項第一号、第二百二条の十一第四項、第二百二条の十四第四項第一号及び第二百二条の十五第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）

「6～15 略」

（帳簿）

第十八条 「略」

「一～十二 略」

十二の二 申出立件事件簿

十二の三 申出立件関係書類つづり込み帳

十二の四 申出立件事務日記帳

十二の五 代替措置等申出書写しつづり込み帳

「十三～三十五 略」

（申出立件事件簿等）

第二十七条の二 申出立件事件簿には、代替措置等申出（第二百二条の四

第十六条 「1～4 同上」

5 「同上」

「一・二 同上」

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）

「6～15 同上」

（帳簿）

第十八条 「同上」

「一～十二 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「十三～三十五 同上」

「号を加える。」

第一項に規定する代替措置等申出をいう。第三項及び第四項において同じ。又は代替措置申出の撤回（第二百二条の十五第一項の規定による撤回をいう。第三項及び第四項において同じ。）の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする。

2 申出立件事務簿は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。

3 申出立件関係書類つづり込み帳には、代替措置等申出に関する書類及び代替措置申出の撤回に関する書類を立件番号の順序に従ってつづり込むものとする。

4 申出立件事務日記帳には、申出立件事務簿に記録しない代替措置等申出に関する事務又は代替措置申出の撤回に関する事務に係る書類の発送及び受領に関する事項を記録するものとする。

（代替措置等申出書写しつづり込み帳）

第二十七条の三 代替措置等申出書写しつづり込み帳には、第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定により送付を受けた書類をつづり込むものとする。

第二十七条の四・第二十七条の五 「略」

（登録免許税関係書類つづり込み帳等）

第二十七条の六 「略」

「一〇五 略」

六 雑書つづり込み帳 第十八条第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十二号の三、第十二号の五、第十

「条を加える。」

第二十七条の二・第二十七条の三 「同上」

（登録免許税関係書類つづり込み帳等）

第二十七条の四 「同上」

「一〇五 同上」

六 雑書つづり込み帳 第十八条第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第十一号から第十三号まで、第十八号から第二十号まで及

三号、第十八号から第二十号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳簿につづり込まない書類

第二十七条の七・第二十七条の八 「略」

(保存期間)

第二十八条 「略」

「一〇十八 略」

十九 申出立件事務簿に記録された情報 立件の日から五年間

二十 申出立件関係書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 立件の日から五年間

二十一 代替措置等申出書写しつづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 送付を受けた日から五年間

第二十八条の二 「略」

一 「略」

「の二」 申出立件事務日記帳 作成の年の翌年から一年間

「二〇六 略」

第三十七条の三 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して法定相続情報一覧図の写し(第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しをいう。以下この条及び第百五十八条の二十において同じ。)又は法定相続情報番号(十一桁の番号であって、当該法定相続情報一覧図を識別するために登記官が付したものをいう。以下この条及び第百五十八条の二十において同じ。)を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長

び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳簿につづり込まない書類

第二十七条の五・第二十七条の六 「同上」

(保存期間)

第二十八条 「同上」

「一〇十八 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

第二十八条の二 「同上」

一 「同上」

「号を加える。」

「二〇六 同上」

第三十七条の三 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

2 表題部所有者の相続人が所有権の保存の登記の申請をする場合又は登記

記名義人の相続人が相続による権利の移転の登記の申請をする場合において、当該相続人の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に当該相続人の住所が記録されている場合に限る。）を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、登記名義人となる者の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

（添付書面の原本の還付請求）

第五十五条 書面申請をした申請人は、申請書の添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、令第十六条第二項、第十八条第二項若しくは第十九条第二項又はこの省令第四十八条第三号（第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第二項第三号若しくは第一百五十六条の六第二項（第一百五十六条の七第二項後段において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

〔2～9 略〕

（合筆の登記における権利部の記録方法）

第一百七条 〔略〕

〔一・二 略〕

三 甲土地又は乙土地に第一百五十六条の四に規定する法人識別事項又は

〔項を加える。〕

（添付書面の原本の還付請求）

第五十五条 書面申請をした申請人は、申請書の添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、令第十六条第二項、第十八条第二項若しくは第十九条第二項又はこの省令第四十八条第三号（第五十条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四十九条第二項第三号の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

〔2～9 同上〕

（合筆の登記における権利部の記録方法）

第一百七条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

第百五十六条の六第一項に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

四・五 〔略〕

〔2～6 略〕

（合体による登記等）

第百二十条 〔略〕

2 〔略〕

〔一・二 略〕

三 合体前の建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

四 〔略〕

3 登記官は、法第四十九条第一項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく所有権の登記をするときは、前項各号に掲げる事項のほか、第百五十六条の四に規定する法人識別事項、第百五十六条の六第一項に規定する国内連絡先事項並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号も記録しなければならない。

〔4～9 略〕

（敷地権の登記の抹消）

第百二十四条 〔略〕

2 登記官は、前項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権であつた権利、その権利の登記名義人の氏名又は名称及び住所、当該登記名義人の法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名

三・四 〔同上〕

〔2～6 同上〕

（合体による登記等）

第百二十条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

3 登記官は、法第四十九条第一項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく所有権の登記をするときは、前項各号に掲げる事項のほか、当該申請の受付の年月日及び受付番号も記録しなければならない。

〔4～9 同上〕

（敷地権の登記の抹消）

第百二十四条 〔同上〕

2 登記官は、前項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権であつた権利、その権利の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨の登記を抹消したことにより登記

義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨の登記を抹消したことにより
登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

〔3〕10 略

（建物の分割の登記における権利部の記録方法）

第二百二十八条 〔略〕

2 〔略〕

〔一・二 略〕

三 甲 建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等
四 〔略〕

第二款 〔略〕

（法人識別事項）

第二百五十六条の二 法第七十三条の二第一項第一号の法務省令で定める事
項は、次の各号に掲げる所有権の登記名義人の区分に応じ、当該各号に
定める事項とする。

一 会社法人等番号を有する法人 当該法人の会社法人等番号

二 会社法人等番号を有しない法人であつて、外国（本邦の域外にある
国又は地域をいう。以下この号において同じ。）の法令に準拠して設
立されたもの 当該外国の名称

三 前二号のいずれにも該当しない法人 当該法人の設立の根拠法の名
称

（法人識別事項を申請情報の内容とする登記の添付情報）

第二百五十六条の三 前条第二号又は第三号に定める事項を申請情報の内容
とする登記の申請をする場合には、当該事項を証する情報をその申請情

をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

〔3〕10 同上

（建物の分割の登記における権利部の記録方法）

第二百二十八条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

第二款 〔同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

報と併せて提供しなければならない。

(法人識別事項の変更の登記又は更正の登記)

第百五十六條の四 第百五十六條の二各号に定める事項(第百五十七條第三項、第百九十六條第一項第四号及び第百九十八條第一項において「法人識別事項」という。)に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申請することができる。

(国内連絡先事項)

第百五十六條の五 法第七十三條の二第一項第二号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 所有権の登記名義人の国内における連絡先となる者(以下この条、次条第一項及び第百五十六條の八第一項において「国内連絡先となる者」という。)があるときは、次に掲げる事項

イ 国内連絡先となる者(一人に限る。)の氏名又は名称並びに国内の住所又は国内の営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地及び名称

ロ 国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

二 国内連絡先となる者がないときは、その旨

(国内連絡先事項を申請情報の内容とする登記の添付情報)

第百五十六條の六 前条各号に掲げる事項(次条第一項及び第二項、第百五十八條の九並びに第百五十七條第三項において「国内連絡先事項」という。)を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

一 国内連絡先となる者があるときは、次に掲げる情報

イ 前条第一号イに掲げる事項を証する情報

ロ 国内連絡先となる者の承諾を証する当該国内連絡先となる者が作成した情報

二 国内連絡先となる者がないときは、前条第二号に掲げる事項を証する情報

2 前項第一号ロに掲げる情報を記載した書面には、令第十九条第二項に規定する印鑑に関する証明書に代えてこれに準ずる印鑑に関する証明書を添付することができる。

(国内連絡先事項の変更の登記又は更正の登記)

第百五十六条の七 国内連絡先事項に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申請することができる。

2 前項の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて変更後又は更正後の国内連絡先事項についての前条第一項各号に掲げる情報を提供しなければならない。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

3 第百五十六条の五第一号に掲げる事項についての変更の登記又は更正の登記を申請する場合には、前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号ロに掲げる情報を提供することを要しない。

4 第一項の登記を申請する場合には、令別表の二十五の項添付情報欄イの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

第百五十六条の八 第百五十六条の五第一号に掲げる事項についての変更

「条を加える。」

「条を加える。」

の登記又は更正の登記は、国内連絡先となる者として登記されている者も単独で申請することができる。

2 前項の規定により登記を申請する場合には、所有権の登記名義人の承諾を証する当該所有権の登記名義人が作成した情報をもその申請情報と併せて提供しなければならない。

3 令第十二条第二項の規定は電子申請において提供する前項の承諾を証する情報について、令第十九条の規定は同項の承諾を証する情報を記載した書面については、適用しない。

(国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所の変更の登記又は更正の登記)

第五百五十六条の九 登記官は、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所についての変更の登記又は更正の登記をする場合であつて、変更後又は更正後の住所が国内にあるときは、当該国内連絡先事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記)

第五百五十七条 「1・2 略」

3 登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託による所有権の処分の制限の登記をするときは、登記記録の甲区に、所有者の氏名又は名称、住所、法人識別事項及び国内連絡先事項、登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに処分の制限の登記の嘱託によって所有権の登記をする旨を記録しなければならない。

第二款の二 相続人申告登記等

第一目 通則

「条を加える。」

(表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記)

第五百五十七条 「1・2 同上」

3 登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託による所有権の処分の制限の登記をするときは、登記記録の甲区に、所有者の氏名又は名称及び住所、登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに処分の制限の登記の嘱託によって所有権の登記をする旨を記録しなければならない。

「款を加える。」

(定義)

第百五十八条の二 この款、第百五十八条の三十三及び第百五十八条の三十七において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 相続人申出 法第七十六条の三第一項の規定による申出をいう。
- 二 相続人申告登記 法第七十六条の三第三項の規定による登記をいう。
- 三 相続人申告事項 法第七十六条の三第三項の規定により所有権の登記に付記する事項をいう。
- 四 相続人申告名義人 相続人申告登記によつて付記された者をいう。
- 五 相続人申告事項の変更の登記 相続人申告事項に変更があつた場合に当該相続人申告事項を変更する登記をいう。
- 六 相続人申告事項の更正の登記 相続人申告事項に錯誤又は遺漏があつた場合に当該相続人申告事項を訂正する登記をいう。
- 七 相続人申告登記の抹消 相続人申告登記を抹消することをいう。
- 八 相続人申出等 相続人申出、相続人申告事項の変更若しくは更正の申出又は相続人申告登記の抹消の申出をいう。
- 九 相続人申告登記等 相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記、相続人申告事項の更正の登記又は相続人申告登記の抹消をいう。
- 十 相続人電子申出 第百五十八条の四第一号に掲げる方法による相続人申出等をいう。
- 十一 相続人書面申出 第百五十八条の四第二号に掲げる方法による相続人申出等をいう。

十二 相続人申出等情報 次条第一項各号、第百五十八条の十九第一項各号又は第百五十八条の二十四第二項各号に掲げる事項に係る情報をいう。

十三 相続人申出書 相続人申出等情報を記載した書面をいう。

十四 相続人申出等添付情報 相続人申出等をする場合において、この款の規定によりその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならぬものとされている情報をいう。

十五 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

(相続人申出等情報)

第百五十八条の三 相続人申出等は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出人の氏名及び住所

二 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 申出の目的

四 土地について申出をするときは、次に掲げる事項

イ 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

ロ 地番

五 建物について申出をするときは、次に掲げる事項

イ 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である建物にあつては、当該建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）

ロ 家屋番号

2 前項第四号及び第五号の規定にかかわらず、不動産番号を相続人申出等情報の内容としたときは、同項第四号及び第五号に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とすることを要しない。

3 相続人申出等においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とするものとする。

一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 相続人申出等添付情報の表示

三 申出の年月日

四 登記所の表示

(相続人申出等の方法)

第百五十八条の四 相続人申出等は、次に掲げる方法のいずれかにより、相続人申出等情報を登記所に提供してしなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法

二 相続人申出書を提出する方法

(相続人申出等情報の作成及び提供)

第百五十八条の五 相続人申出等情報は、申出の目的及び登記原因に応じ、一の不動産及び申出人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

一 同一の登記所の管轄区域内にある一又は二以上の不動産について、第百五十八条の十九第一項各号に掲げる事項が同一である相続人申出をするとき。

二 同一の登記所の管轄区域内にある一又は二以上の不動産について、

同一の相続人申告名義人の氏名又は住所についての変更又は更正の申出をするとき。

三 同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について、抹消の理由及び抹消すべき第五百五十八条の二十三第一項第四号及び第五号に掲げる事項が同一である相続人申告登記の抹消の申出をするとき。

（相続人申出等添付情報）

第五百五十八条の六 代理人によって相続人申出等をするときは、当該代理人の権限を証する情報をその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（相続人申出等添付情報の省略等）

第五百五十八条の七 第三十七条及び第三十七条の二の規定は、相続人申出等をする場合について準用する。

（相続人電子申出の方法）

第五百五十八条の八 相続人電子申出における相続人申出等情報及び相続人申出等添付情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならない。ただし、相続人申出等添付情報の送信に代えて、登記所に相続人申出等添付書面を提出することを妨げない。

2 令第十二条第二項及び第十四条の規定は、前項本文の規定により送信する相続人申出等添付情報（第五百五十八条の六に規定する情報を除く。）について準用する。

3 第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

(相続人電子申出において相続人申出等添付書面を提出する場合についての特例等)

第百五十八条の九 前条第一項ただし書の規定により相続人申出等添付書面を提出するときは、相続人申出等添付書面を登記所に提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報の内容とするものとする。

2 前項に規定する場合には、当該相続人申出等添付書面は、相続人申出等の受付の日から二日以内に提出するものとする。

3 第一項に規定する場合には、申出人は、当該相続人申出等添付書面を提出するに際し、別記第四号の二様式による用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付しなければならない。

一 受付番号その他の当該相続人申出等添付書面を相続人申出等添付情報とする申出の特定に必要な事項

二 前条第一項ただし書の規定により提出する相続人申出等添付書面の表示

(相続人書面申出の方法)

第百五十八条の十 相続人書面申出をするときは、相続人申出書に相続人申出等添付書面を添付して提出しなければならない。

2 第四十五条第一項の規定は、相続人申出書について準用する。

3 相続人申出書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができる。

るようしておかなければならない。

4 申出人又はその代理人は、相続人申出書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

（相続人申出書等の送付方法）

第百五十八条の十一 相続人申出等をしようとする者が相続人申出書又は相続人申出等添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であつて当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

2 前項の場合には、相続人申出書又は相続人申出等添付書面を入れた封筒の表面に相続人申出書又は相続人申出等添付書面が在中する旨を明記するものとする。

（受領証の交付の請求）

第百五十八条の十二 第五十四条の規定は、相続人書面申出をした申出人について準用する。

（相続人申出等添付書面の原本の還付請求）

第百五十八条の十三 第五十五条の規定は、相続人申出等添付書面を提出した申出人について準用する。

（相続人申出等の受付）

第百五十八条の十四 登記官は、第百五十八条の四の規定により相続人申出等情報が登記所に提供されたときは、当該相続人申出等情報に係る相続人申出等の受付をしなければならない。

2 前項の規定による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日

及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならない。

3 登記官は、相続人申出等の受付をしたときは、当該相続人申出等に受付番号を付さなければならない。

4 登記官は、相続人書面申出の受付にあつては、第二項の規定により記録をする際、相続人申出書に申出の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、第五百五十八条の二十七第二項の許可があつた場合又は第五百五十八条の三十第四項の規定により相続人申告登記の抹消をしようとする場合について準用する。

(調査)

第五百五十八条の十五 第五十七条の規定は、相続人申出等情報が提供された場合について準用する。

(相続人申出等の却下)

第五百五十八条の十六 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、相続人申出等を却下しなければならない。ただし、当該相続人申出等の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 一個の不動産の一部についての申出を目的とするとき。

三 申出に係る登記（相続人申告登記のうち第五百五十八条の十九第一項

第一号に規定する中間相続人に係るものを除く。）が既に登記されているとき。

四 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

五 相続人申出等情報又はその提供の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。

六 相続人申出等情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。

七 相続人申出等情報の内容が相続人申出等添付情報の内容と合致しないとき。

八 相続人申出等添付情報が提供されないとき。

二 登記官は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該相続人申出等を却下することができない。

三 第三十八条の規定は、相続人申出等を却下する場合について準用する。
。この場合において、同条第三項中「書面申請がされた」とあるのは、「相続人申出等添付書面が提出された」と読み替えるものとする。
(相続人申出等の取下げ)

第百五十八条の十七 第三十九条第一項及び第二項の規定は、相続人申出等について準用する。

二 登記官は、相続人申出書又は相続人申出等添付書面が提出された場合において、相続人申出等の取下げがされたときは、相続人申出書又は相続人申出等添付書面を還付するものとする。第三十八条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(相続人申告登記等の完了通知)

第百五十八条の十八 登記官は、相続人申告登記等をしたときは、申出人に対し、職権による登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申出人が二人以上あるときは、その一人に通知すれば足りる。

2 前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出の受付の年月日及び受付番号

二 不動産所在事項

三 登記の目的

3 第一項の通知は、次の各号に掲げる相続人申出等の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

一 相続人電子申出 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知事項（職権による登記が完了した旨及び前項各号に掲げる事項をいう。以下この条において同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申出人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 相続人書面申出 通知事項を記載した書面を交付する方法

4 送付の方法により通知事項を記載した書面の交付を求める場合には、申出人は、その旨及び送付先の住所を相続人申出等情報の内容としなければならない。

5 第五十五条第七項から第九項までの規定は、送付の方法により通知事

項を記載した書面を交付する場合について準用する。

6 登記官は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、申出人に対し、職権による登記が完了した旨の通知をすることを要しない。

一 第三項第一号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。

二 第三項第二号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、通知事項を記載した書面を受領しないとき。

第二目 相続人申告登記

(相続人申出において明らかにすべき事項等)

第百五十八条の十九 相続人申出においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。

一 所有権の登記名義人(申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、当該相続人(以下この款において「中間相続人」という。))の相続人である旨

二 所有権の登記名義人(申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人)について相続が開始した年月日

三 中間相続人があるときは、次に掲げる事項(当該事項が既に所有権

の登記に付記されているときを除く。）

イ 中間相続人の氏名及び最後の住所

ロ 中間相続人が所有権の登記名義人の相続人である旨

ハ 所有権の登記名義人について相続が開始した年月日

2 相続人申出においては、次に掲げる情報をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 申出人が所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）

二 申出人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）

三 前項第三号に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とするときは、次に掲げる情報

イ 中間相続人が所有権の登記名義人の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）

ロ 中間相続人の最後の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）

（相続人申出における相続人申出等添付情報の省略）

第百五十八条の二十 相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に関して法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる情報の提供に代えることができる。

2 相続人申出をする場合において、申出人が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記録されている場合に限る。）を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第二項第二号又は第三号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。

第百五十八条の二十一 相続人申出をする場合において、申出人が申出人又は中間相続人についての次に掲げる情報（住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けて登記官が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所を確認することができることとなるものに限り。）を提供したときは、当該情報の提供をもって、第百五十八条の十九第二項第二号又は第三号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。

一 出生の年月日

二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあつては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

第百五十八条の二十二 相続人申出をする場合において、申出人が相続人電子申出における相続人申出等情報又は委任による代理人の権限を証す

る情報に第四十二条の電子署名を行い、当該申出人の第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第二百五十八条の十九第二項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。

（相続人申告事項）

第二百五十八条の二十三 法第七十六条の三第三項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登記の目的

二 申出の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

四 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日

五 中間相続人があるときは、次に掲げる事項（当該事項が既に所有権の登記に付記されているときを除く。）

イ 中間相続人の氏名及び最後の住所

ロ 中間相続人が所有権の登記名義人の相続人である旨

ハ 所有権の登記名義人について相続が開始した年月日

2 登記官は、相続人申告登記によって二回以上の相続についての相続人申告事項を所有権の登記に付記するときは、当該相続ごとにこれを付記するものとする。

第三目 相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記

（相続人申告事項の変更又は更正の申出）

第百五十八条の二十四 相続人申告事項に変更又は錯誤若しくは遺漏があったときは、その相続人申告事項に係る相続人申告名義人又はその相続人は、登記官に対し、相続人申告事項の変更又は更正を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。

一 登記原因及びその日付

二 変更後又は更正後の相続人申告事項

3 第一項の規定による申出をする場合には、相続人申告事項について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（相続人申告事項の変更又は更正の申出における相続人申出等添付情報の省略）

第百五十八条の二十五 前条第一項の規定による申出の申出人が相続人申出等情報と併せて申出人又は中間相続人についての次に掲げる情報（住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けて登記官が申出人の住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったこと又は中間相続人の最後の住所について錯誤又は遺漏があったことを確認することができることとなるものに限る。）を提供したときは、当該情報の提供をもって、申出人の住所について変更又は錯誤若しくは

遺漏があつたこと又は中間相続人の最後の住所について錯誤又は遺漏があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

一 出生の年月日

二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあつては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

（相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記）

第百五十八条の二十六 登記官は、第百五十八条の二十四第一項の規定による申出があつたときは、職権で、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記をすることができる。

2 登記官は、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記をするときは、登記の目的、申出の受付の年月日及び受付番号、登記原因及びその日付、変更後又は更正後の相続人申告事項並びに変更前又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（相続人申告事項の更正）

第百五十八条の二十七 登記官は、相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記を完了した後に相続人申告事項に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨をこれらの登記に係る相続人申出等をした者に通知しなければならない。ただし、当該相続人申出等をした者が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

2 登記官は、前項の場合において、相続人申告事項の錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、遅滞なく、当該登記官を監督する

法務局又は地方法務局の長の許可を得て、相続人申告事項の更正をしな
ければならない。この場合において、登記官は、当該許可をした者の職
名、許可の年月日及び登記の年月日を記録しなければならない。

3 登記官が前項の相続人申告事項の更正をしたときは、その旨を第一項
本文の相続人申出等をした者に通知しなければならない。この場合にお
いては、同項ただし書の規定を準用する。

第四目 相続人申告登記の抹消

(相続人申告登記の抹消の申出)

第百五十八条の二十八 相続人申告登記が次の各号のいずれかに該当する
ときは、当該相続人申告登記によって付記された者は、その付記に係る
相続人申告登記の抹消の申出をすることができる。

一 第百五十八条の十六第一項第一号から第四号までに掲げる事由のい
ずれがあること。

二 相続人申告名義人が相続の放棄をし、又は民法第八百九十一条の規
定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったため法第七十六
条の二第一項に規定する者に該当しなくなったこと。

2 前項の規定による申出においては、当該相続人申告登記が前項第一号
又は第二号に該当することを証する情報をもその相続人申出等情報と併
せて登記所に提供しなければならない。

(相続人申告登記の抹消)

第百五十八条の二十九 登記官は、前条第一項の規定による申出があつた
ときは、職権で、相続人申告登記の抹消をすることができる。

2 登記官は、相続人申告登記の抹消をするときは、抹消の登記をする

ともに、抹消すべき事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（申出によらない相続人申告登記の抹消）

第百五十八条の三十 登記官は、相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記を完了した後これらの登記が第百五十八条の十六第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを発見したときは、当該登記に係る相続人申出等の申出人に対し、一月以内の期間を定め、当該申出人がその期間内に書面で異議を述べないときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならない。ただし、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、この限りでない。

2 前項本文の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。

一 抹消する登記に係る次に掲げる事項

イ 不動産所在事項及び不動産番号

ロ 登記の目的

ハ 申出の受付の年月日及び受付番号

ニ 登記原因及びその日付

ホ 申出人の氏名及び住所

二 抹消する理由

3 登記官は、第一項の異議を述べた者がある場合において、当該異議に理由がないと認めるときは決定で当該異議を却下し、当該異議に理由があるものと認めるときは決定でその旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならない。

4 登記官は、第一項の異議を述べた者がいないとき、又は前項の規定によ

り当該異議を却下したときは、職権で、第一項に規定する登記を抹消し
なければならぬ。この場合において、登記官は、登記記録に登記の抹
消をする事由を記録しなければならない。

第二款の三 ローマ字氏名の併記

(ローマ字氏名の併記)

第百五十八条の三十一 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、
当該各号に定める者が日本の国籍を有しない者であるときは、当該登記
の申請人は、登記官に対し、当該各号に定める者の氏名の表音をローマ
字で表示したもの(以下この款において「ローマ字氏名」という。)を
申請情報の内容として、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申
し出るものとする。

一 所有権の保存若しくは移転の登記、所有権の登記がない不動産につ
いて嘱託によりする所有権の処分の制限の登記、合体による登記等(こ
法第四十九条第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記
があるときに限る。)又は所有権の更正の登記(その登記によって所
有権の登記名義人となる者があるときに限る。)[所有権の登記名義
人となる者]

二 所有権の登記名義人の氏名についての変更の登記又は更正の登記
所有権の登記名義人

2 前項の規定による申出をする場合には、当該ローマ字氏名を証する市
町村長その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した
情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)をその申請情報と
併せて登記所に提供しなければならない。

「款を加える。」

3 第一項各号に定める者が同項各号に掲げる登記の電子申請をするに際し同項の規定による申出をする場合において、その者が第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が当該ローマ字氏名を確認することができるとに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもつて、前項の情報の提供に代えることができる。

4 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するものとする。

第百五十八条の三十二 日本国籍を有しない所有権の登記名義人は、登記官に対し、そのローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該ローマ字氏名が既に記録されているときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出（以下この条において「ローマ字氏名併記の申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出人の氏名及び住所

二 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 申出の目的

四 所有権の登記名義人の氏名

五 所有権の登記名義人のローマ字氏名

六 土地について申出をするときは、次に掲げる事項

イ 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字
ロ 地番

七 建物について申出をするときは、次に掲げる事項

イ 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である建物にあつては、当該建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）

ロ 家屋番号

3 前項第六号及び第七号の規定にかかわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「ローマ字氏名併記申出情報」という。）の内容としたときは、同項第六号及び第七号に掲げる事項をローマ字氏名併記申出情報の内容とすることを要しない。

4 ローマ字氏名併記の申出においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をローマ字氏名併記申出情報の内容とするものとする。

一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 第七項に規定するローマ字氏名併記申出添付情報の表示

三 申出の年月日

四 登記所の表示

5 ローマ字氏名併記の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、ローマ字氏名併記申出情報を登記所に提供してしなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法

二 ローマ字氏名併記申出情報を記載した書面（第十三項において「ローマ字氏名併記申出書」という。）を提出する方法

6 ローマ字氏名併記申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区

域内にある二以上の不動産についてのローマ字氏名併記の申出が同一の所有権の登記名義人に係るものであるときは、この限りでない。

7| ローマ字氏名併記の申出をする場合には、次に掲げる情報（第十項及び第十三項において「ローマ字氏名併記申出添付情報」という。）をそのローマ字氏名併記申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一| 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報
二| 第二項第五号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）

8| 第三十七条の二の規定は、ローマ字氏名併記の申出をする場合について準用する。

9| 第百五十八条の八第一項及び第百五十八条の九の規定は、第五項第一号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする場合について準用する。

10| 令第十二条第二項及び第十四条の規定は、前項の場合において送信するローマ字氏名併記申出添付情報（第七項第一号に掲げる情報を除く。）について準用する。

11| 第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

12| 第五項第一号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする申出人がローマ字氏名併記申出情報又は委任による代理人の権限を証する情

報に第四十二条の電子署名を行い、当該申出人の第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が所有権の登記名義人のローマ字氏名を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第七項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。

13| 第五百十八条の十の規定は第五項第二号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする場合について、第五百十八条の十一の規定はローマ字氏名併記の申出をしようとする者がローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名併記申出添付情報を記載した書面（以下この項において「ローマ字氏名併記申出添付書面」という。）を送付する場合について、第五十五条の規定はローマ字氏名併記申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。

14| 第五十七条及び第五百十八条の十四（第五項を除く。）の規定は、ローマ字氏名併記申出情報提供された場合について準用する。

15| 登記官は、ローマ字氏名併記の申出があつたときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によつて記録するものとする。

一| 登記の目的

二| 申出の受付の年月日及び受付番号

三| 登記原因及びその日付

四| 所有権の登記名義人の氏名

五| 所有権の登記名義人のローマ字氏名

16| 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。

17 第五百五十八條の十八の規定は、第十五項の規定による記録をした場合について準用する。

（相続人申告登記への準用）

第五百五十八條の三十三 第五百五十八條の三十一の規定は相続人申出をする場合における申出人又は相続人申告名義人の氏名についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人が日本国籍を有しない者であるときについて、前条の規定は日本の国籍を有しない相続人申告名義人について、それぞれ準用する。

第二款の四 旧氏の併記

（旧氏の併記）

第五百五十八條の三十四 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者（当該登記の申請人である場合に限る。）は、登記官に対し、その一の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十條の十三に規定する旧氏をいう。以下この款において同じ。）を申請情報の内容として、当該旧氏を登記記録に記録するように申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記すべき氏と同一であるときは、この限りでない。

- 一 所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（法第四十九條第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。） 所有権の登記名義人となる者
- 二 所有権の登記名義人の氏についての変更又は更正の登記 所有権の登記名義人

「款を加える。」

2 前項第二号に掲げる登記を申請するに際し同項の規定による申出をする場合において、当該登記記録に同号に定める者の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。

3 第一項の規定による申出をする場合には、当該旧氏を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

4 電子申請の申請人が第一項の規定による申出をする場合において、その者が第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が当該申出に係る旧氏を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の情報の提供に代えることができる。

5 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、当該申出に係る旧氏を登記記録に記録するものとする。

第百五十八条の三十五 所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記されている氏と同一であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出をする場合において、当該登記記録に当該所有権の登記名義人の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。

3 第一項の規定による申出（以下この条において「旧氏併記の申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

-
- 一 申出人の氏名及び住所
 - 二 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
 - 三 申出の目的
 - 四 所有権の登記名義人の氏名
 - 五 所有権の登記名義人について記録すべき旧氏
 - 六 土地について申出をするときは、次に掲げる事項
 - イ 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字
 - ロ 地番
 - 七 建物について申出をするときは、次に掲げる事項
 - イ 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である建物にあつては、当該建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）
 - ロ 家屋番号
 - 四 前項第六号及び第七号の規定にかかわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「旧氏併記申出情報」という。）の内容としたときは、同項第六号及び第七号に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とすることを要しない。
 - 五 旧氏併記の申出においては、第三項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とするものとする。
 - 一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先
 - 二 第八項に規定する旧氏併記申出添付情報の表示
 - 三 申出の年月日
-

四 登記所の表示

6 旧氏併記の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、旧氏併記申出情報を登記所に提供してしなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法

二 旧氏併記申出情報を記載した書面（第十四項において「旧氏併記申出書」という。）を提出する方法

7 旧氏併記申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についての旧氏併記の申出が同一の所有権の登記名義人についての同一の旧氏に係るものであるときは、この限りでない。

8 旧氏併記の申出をする場合には、次に掲げる情報（第十一項及び第十四項において「旧氏併記申出添付情報」という。）をその旧氏併記申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報

二 第三項第五号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報

9 第三十七条の二の規定は、旧氏併記の申出をする場合について準用する。

10 第五百十八条の八第一項及び第五百十八条の九の規定は、第六項第一号に掲げる方法により旧氏併記の申出をする場合について準用する。

11 令第十二条第二項及び第十四条の規定は、前項の場合において送信する旧氏併記申出添付情報（第八項第一号に掲げる情報を除く。）について準用する。

12| 第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

13| 第六項第一号に掲げる方法により旧氏併記の申出をする申出人が旧氏併記申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二条の電子署名を行い、当該申出人の第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が申出に係る旧氏を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第八項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。

14| 第一百五十八条の十の規定は第六項第二号に掲げる方法により旧氏併記の申出をする場合について、第一百五十八条の十一の規定は旧氏併記の申出をしようとする者が旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付情報を記載した書面（以下この項において「旧氏併記申出添付書面」という。）を送付する場合について、第五十五条の規定は旧氏併記申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。

15| 第五十七条及び第一百五十八条の十四（第五項を除く。）の規定は、旧氏併記申出情報が提供された場合について準用する。

16| 登記官は、旧氏併記の申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって記録するものとする。

一| 登記の目的

二| 申出の受付の年月日及び受付番号

三| 登記原因及びその日付

四| 所有権の登記名義人の氏名

五 申出に係る旧氏

17 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。

18 第百五十八条の十八の規定は、第十六項の規定による記録をした場合について準用する。

(旧氏併記の終了)

第百五十八条の三十六 登記記録に旧氏が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。

2 前条第三項から第十項まで(第三項第四号及び第八項第二号を除く。)、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定による申出について準用する。

3 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって記録するものとする。

一 登記の目的

二 申出の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

四 所有権の登記名義人の氏名

4 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記号を記録しなければならない。

5 第百五十八条の十八の規定は、第三項の規定による記録をした場合に
ついて準用する。

(相続人申告登記への準用)

第五百五十八条の三十七 第五百五十八条の三十四の規定は相続人申出をする場合における申出人又は相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人（当該申出の申出人である場合に限る。）について、第五百五十八条の三十五の規定は相続人申告名義人について、前条の規定は登記記録に旧氏が記録されている相続人申告名義人について、それぞれ準用する。この場合において、第五百五十八条の三十四第二項中「前項第二号に掲げる登記を申請する」とあるのは「相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする」と、「同号に定める者」とあるのは「相続人申告名義人」と読み替えるものとする。

第四章 登記事項の証明等

第一節 登記事項の証明等に関する請求

（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）

第九十四条 前条第一項の交付の請求又は同項若しくは同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（以下この章において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりしなければならない。

〔2・3 略〕

第二節 登記事項の証明等の方法

（登記事項証明書の種類等）

第九十六条 「略」

〔一〇三 略〕

四 所有者証明書 登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義

第四章 登記事項の証明等

（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）

第九十四条 前条第一項の交付の請求又は同項若しくは同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（第二百三条並びに第二百四条第一項及び第二項において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりしなければならない。

〔2・3 同上〕

（登記事項証明書の種類等）

第九十六条 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 所有者証明書 登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義

人の氏名又は名称、住所及び法人識別事項並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分

〔五・六 略〕

2 〔略〕

（登記事項要約書の作成）

第九十八条 登記事項要約書は、別記第十一号様式により、不動産の表示に関する事項のほか、所有権の登記については申請の受付の年月日及び受付番号、所有権の登記名義人の氏名又は名称、住所及び法人識別事項並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに所有権の登記以外の登記については現に効力を有するもののうち主要な事項を記載して作成するものとする。

〔2・3 略〕

第三節 登記事項証明書等における代替措置

第一款 通則

（公示用住所管理ファイル）

第二百二条の二 法務大臣は、第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2 公示用住所管理ファイルは、法第九十九条第六項の申出（以下この節において「代替措置申出」という。）の申出人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

3 公示用住所管理ファイルに記録された情報の保存期間は、永久とする。

（代替措置の要件）

人の氏名又は名称及び住所並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分

〔五・六 同上〕

2 〔同上〕

（登記事項要約書の作成）

第九十八条 登記事項要約書は、別記第十一号様式により、不動産の表示に関する事項のほか、所有権の登記については申請の受付の年月日及び受付番号、所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに所有権の登記以外の登記については現に効力を有するもののうち主要な事項を記載して作成するものとする。

〔2・3 同上〕

〔節を加える。〕

第二百二条の三 法第百十九条第六項の法務省令で定める場合は、当該登記記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であつて更なる児童虐待を受けるおそれがあること。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。

四 前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

（代替措置等申出）

第二百二条の四 代替措置申出又は第二百二条の十六第一項の規定による申出（以下この節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲げ

る事項を記載した書面（以下この節において「代替措置等申出書」という。）を登記所に提出してしなければならない。

一 申出人の氏名及び住所

二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 申出の目的

四 土地について申出をするときは、次に掲げる事項

イ 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

ロ 地番

五 建物について申出をするときは、次に掲げる事項

イ 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である建物にあつては、当該建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）

ロ 家屋番号

2 代替措置等申出は、申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所の登記官に対してもすることができ。

3 第一項第四号及び第五号の規定にかかわらず、不動産番号を代替措置等申出書に記載したときは、同項第四号及び第五号に掲げる事項を代替措置等申出書に記載することを要しない（当該事項が申出を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産に係る場合にあつては、当該不動産の不動産番号と併せて当該申出を受ける登記所以外の登記所の表示を代替措置等申出書に記載したときに限る。）。

4 代替措置等申出においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲

げる事項を代替措置等申出書に記載するものとする。

一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 この節の規定により代替措置等申出書に添付しなければならない書面（以下この節において「代替措置等申出添付書面」という。）の表示

三 申出の年月日

四 代替措置等申出書を提出する登記所の表示

5 代替措置等申出書は、申出の目的に応じ、申出人ごとに作成して提出しなければならない。

6 代替措置等申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申出人が代替措置等申出書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものに限る。）その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面

二 申出人の氏名又は住所が法第百十九条第六項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあつては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）

三 代理人によって代替措置等申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

7 前項第一号の規定は、申出人が同号の書面（同号の印鑑に関する証明書を除く。）を登記官に提示した場合には、適用しない。この場合にお

いて、登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

8 第三十七条の二の規定は、代替措置等申出をする場合について準用する。

9 第五十三条の規定は、申出人が代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を送付する場合について準用する。

(立件)

第二百二条の五 登記官は、代替措置等申出書が提出されたときは、これを立件しなければならない。

2 前項の場合には、登記官は、申出立件事件簿に立件の年月日及び立件番号を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項の規定により立件をする際、代替措置等申出書に立件の年月日及び立件番号を記載しなければならない。

(調査)

第二百二条の六 登記官は、代替措置等申出があったときは、遅滞なく、申出に関するすべての事項を調査しなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は法第百十九条第六項に規定する場合に該当する事実の有無を調査することができる。

3 登記官は、前項に規定する申出人又は代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査

を嘱託することができる。

4 登記官は、第二項の規定による調査をしたときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。前項の嘱託を受けて調査をした場合についても、同様とする。

5 前項後段の場合には、嘱託を受けて調査をした登記所の登記官は、その調査の結果を記録した調書を嘱託をした登記官に送付しなければならない。

(代替措置等申出の却下)

第二百二条の七 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならない。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申出に係る事項が公示用住所管理ファイルに既に記録されているとき。

二 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

三 代替措置等申出書の記載事項又はその提出の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。

四 代替措置等申出書に記載された事項が登記記録と合致しないとき。

五 代替措置等申出書の記載事項の内容が代替措置等申出添付書面の内容と合致しないとき。

六 代替措置等申出添付書面が提供されないとき。

七 代替措置申出がされた場合にあっては、法第百十九条第六項に規定

する場合に該当する事実が認められないとき。

2 登記官は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該代替措置等申出を却下することができない。

3 第三十八条の規定は、代替措置等申出を却下する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「申請人ごとに」とあるのは「申出人に」と、同条第三項中「書面申請がされた」とあるのは「代替措置等申出添付書面が提出された」と読み替えるものとする。

（代替措置等申出の取下げ）

第二百二条の八 代替措置等申出の取下げは、代替措置等申出を取り下げる旨を記載した書面を代替措置等申出書を提出した登記所に提出する方法によつてしなければならない。

2 代替措置等申出の取下げは、公示用住所管理ファイルへの記録完了後は、することができない。

3 登記官は、代替措置等申出添付書面が提出された場合において、代替措置等申出の取下げがされたときは、代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を還付するものとする。第三十八条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

（代替措置等申出添付書面の還付）

第二百二条の九 代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第二百二条の四第六項第一号の書面、第二百二条の十一第四項（第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該代替措置

等申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2 前項本文の規定により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

3 登記官は、第一項本文の規定による請求があつた場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

4 前項後段の規定により登記官印を押印した第二項の謄本は、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳につづり込むものとする。

5 第三項前段の規定にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

6 第三項の規定による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7 前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによつてするものとする。

8 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣が指定する

ものを提出する方法により納付しなければならない。

9 前項の指定は、告示してしなければならない。

第二款 代替措置

(代替措置における公示用住所)

第二百二条の十 法第百十九条第六項の法務省令で定める事項は、当該登記記録に記録されている者と連絡をとることのできる者（以下この節において「公示用住所提供者」という。）の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下この節において「公示用住所」という。）とする。

(代替措置申出)

第二百二条の十一 代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一 法第百十九条第六項に規定する場合に該当する事実の概要

二 第二百二条の十三に規定する代替措置を講ずべき住所（以下この節において「措置対象住所」という。）

三 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

四 公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

2 代替措置申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。

一 法第百十九条第六項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面

二 前項第四号に掲げる事項を証する書面

三 公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した

書面（公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）。

3 前項第三号の書面には、当該公示用住所提供者が記名押印しなければならない。ただし、当該公示用住所提供者が署名した同号の書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、当該書面に記名押印することを要しない。

4 第二項第三号の書面には、前項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）若しくは登記官が作成するもの又はこれに準ずるものに限る。）を添付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を代替措置等申出書に記載したとき（登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。）。

二 公示用住所提供者が記名押印した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたとき。

（公示用住所管理ファイルへの記録）

第二百二条の十二 登記官は、代替措置申出があつたときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。

一 氏名及び住所

二 措置対象住所

三 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

四 公示用住所

2 登記官は、前項の規定による記録をしたときは、遅滞なく、代替措置申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所に代替措置申出書の写しを送付しなければならない。

(代替措置)

第二百二条の十三 登記官は、公示用住所管理ファイルに記録された措置対象住所に係る登記記録について登記事項証明書又は登記事項要約書を作成するときは、当該措置対象住所に代わるものとして公示用住所管理ファイルに記録された公示用住所を記載する措置（次条において「代替措置」という。）を講じなければならない。

(代替措置が講じられない登記事項証明書の交付の請求)

第二百二条の十四 代替措置申出をした申出人又はその相続人は、当該代替措置申出に係る措置対象住所について代替措置が講じられない登記事項証明書の交付を請求することができる。

2 前項の交付の請求をするときは、次に掲げる事項をも請求情報の内容としなければならない。

一 請求人の住所

二 請求人が代替措置申出をした申出人の相続人であるときは、その旨及び当該申出人の氏名

三 代理人によつて請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四 措置対象住所について代替措置を講じないことを求める旨

五 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

3 第百九十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の交付の請求については、適用しない。

4 第一項の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならぬ。

一 請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合における請求人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであつて、作成後三月以内のものに限る。）その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する情報を記載した書面

二 代替措置申出をした申出人の氏名又は住所が法第百十九条第六項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあつては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）

三 請求人が代替措置申出をした申出人の相続人であるときは、当該相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）。ただし、当該相続人であることが登記記録から明らかであるときを除く。

四 代理人によって請求をするときは、当該代理人の権限を証する情報

を記載した書面

5 第二百二条の四第七項の規定は、請求人が前項第一号の書面（同号の印鑑に関する証明書を除く。）を登記官に提示した場合について準用する。

6 第二百二条の九の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合において、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第二百二条の十四第四項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登記事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳」とあるのは「登記事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。

7 登記官は、第一項の交付の請求があつた場合には、登記事項証明書を作成するに当たり、当該措置対象住所に代替措置を講じないものとする。

（代替措置申出の撤回）

第二百二条の十五 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、いつでも、代替措置申出を撤回することができる。

2 前項の規定による撤回は、次に掲げる事項を記載した撤回書を登記所に提出しなければならない。

一 代替措置申出をした申出人の氏名及び住所

二 代理人によつて撤回をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 代替措置申出を撤回する旨

四 代替措置申出に係る第二百二条の四第一項第四号及び第五号に掲げる事項

五 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

3 第二百二条の四第二項から第五項までの規定は、代替措置申出の撤回について準用する。

4 第二項の撤回書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 代替措置申出をした申出人が撤回書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであつて、作成後三月以内のものに限る。）その他の代替措置申出をした申出人が撤回をしていることを証する書面

二 代替措置申出をした申出人の氏名又は住所が法第百十九条第六項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあつては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）

三 代理人によつて撤回をするときは、当該代理人の権限を証する書面

5 第二百二条の四第七項から第九項まで、第二百二条の五、第二百二条の六及び第二百二条の九の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。この場合において、第二百二条の六第二項中「申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は法第百十九条第六項に規定する場合に該当する事実の有無」とあるのは「代替措置申出をした申出人が撤回をし

ているかどうか」と、第二百二条の九第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第二百二条の十五第四項第二号及び第三号に掲げる書面」と読み替えるものとする。

6 登記官は、第一項の規定による撤回があつた場合には、当該代替措置申出についての第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならない。

7 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による削除をした場合について準用する。

第三款 公示用住所の変更

第二百二条の十六 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、代替措置申出に係る公示用住所を変更するよう申し出ることができる。

2 前項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

- 一 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項
- 二 変更後の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

3 第一項の規定による申出においては、次に掲げる書面を代替措置等申出書に添付しなければならない。

- 一 前項第二号に掲げる事項を証する書面
- 二 公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）

4 第二百二条の十一第三項及び第四項の規定は、前項第二号の書面について準用する。

5 登記官は、第一項の規定による申出があつた場合には、公示用住所管理ファイルに変更後の公示用住所を記録しなければならない。

6 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。

第四節 手数料

(手数料の納付方法)

第二百三条 「略」

附則

(未指定事務に係る旧登記簿)

第四条 「1・2 略」

3 第三条指定がされるまでの間における前項の事務についての新規則の適用については、新規則本則（第六条、第二十七条の五第一号並びに第二十八条第一号、第四号及び第五号を除く。）中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、「権利部」とあり、及び「権利部の相当区」とあるのは「登記用紙の相当区事項欄」と、新規則第六条中「登記記録」とあるのは「登記用紙又は表題部若しくは各区の用紙」と、新規則第二十七条の五第一号中「登記記録」とあるのは「旧登記簿」と、新規則第二十八条第一号中「登記記録」とあるのは「登記用紙に記載された情報」と、「閉鎖登記記録（閉鎖した登記記録をいう。以下同じ。）」とあるのは「閉鎖登記用紙に記載された情報」と、同条第四号及び第五号中「閉鎖登記記録」とあるのは「閉鎖登記用紙に記載された情報」と、新規則第三十一条第一項中「登記簿」とあるのは「旧登記簿（閉鎖登記簿を含む。）」と、新規則第五十六条第一項中「登記の目的、申請の受付の年

(手数料の納付方法)

第二百三条 「同上」

附則

(未指定事務に係る旧登記簿)

第四条 「1・2 同上」

3 第三条指定がされるまでの間における前項の事務についての新規則の適用については、新規則本則（第六条、第二十七条の三第一号並びに第二十八条第一号、第四号及び第五号を除く。）中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、「権利部」とあり、及び「権利部の相当区」とあるのは「登記用紙の相当区事項欄」と、新規則第六条中「登記記録」とあるのは「登記用紙又は表題部若しくは各区の用紙」と、新規則第二十七条の三第一号中「登記記録」とあるのは「旧登記簿」と、新規則第二十八条第一号中「登記記録」とあるのは「登記用紙に記載された情報」と、「閉鎖登記記録（閉鎖した登記記録をいう。以下同じ。）」とあるのは「閉鎖登記用紙に記載された情報」と、同条第四号及び第五号中「閉鎖登記記録」とあるのは「閉鎖登記用紙に記載された情報」と、新規則第三十一条第一項中「登記簿」とあるのは「旧登記簿（閉鎖登記簿を含む。）」と、新規則第五十六条第一項中「登記の目的、申請の受付の年

月日及び受付番号並びに不動産所在事項」とあるのは「登記の目的、申請人の氏名又は名称、申請の受付の年月日及び受付番号」と、新規則第百九十三条の見出し中「登記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本」と、同条第一項中「登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付」とあるのは「法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十一条第一項（法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第三項において準用する場合を含む。）の規定による登記簿の謄本若しくは抄本の交付又は登記簿の閲覧」と、新規則第百九十三条第一項第四号中「登記事項証明書の交付の請求をする場合にあつては、第百九十六条第一項各号（同項第一号、第三号及び第四号を同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分」とあるのは「登記簿の抄本の交付を請求する場合にあつては、抄本の交付を請求する部分」と、新規則第百九十三条第一項第五号中「登記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本又は抄本」と、新規則第二百二条第一項中「地図等」とあるのは「登記簿、地図等」とする。 〔4・5 略〕	月日及び受付番号並びに不動産所在事項」とあるのは「登記の目的、申請人の氏名又は名称、申請の受付の年月日及び受付番号」と、新規則第百九十三条の見出し中「登記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本」と、同条第一項中「登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付」とあるのは「法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十一条第一項（法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第三項において準用する場合を含む。）の規定による登記簿の謄本若しくは抄本の交付又は登記簿の閲覧」と、新規則第百九十三条第一項第四号中「登記事項証明書の交付の請求をする場合にあつては、第百九十六条第一項各号（同項第一号、第三号及び第四号を同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分」とあるのは「登記簿の抄本の交付を請求する場合にあつては、抄本の交付を請求する部分」と、新規則第百九十三条第一項第五号中「登記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本又は抄本」と、新規則第二百二条第一項中「地図等」とあるのは「登記簿、地図等」とする。 〔4・5 同上〕
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第四号の二様式（第百五十八条の九第三項関係）

書面により提出した添付情報の内訳表

登記所の表示	
申出の受付の年月日	
受付番号	
書面により提出した 添付情報の表示	
申出人又は代理人の氏名 又は名称（申出人又は代理 人が法人であるときはその 代表者の氏名を含む。）及 び電話番号その他の連絡先	電話番号その他の連絡先

別記第四号様式の次に次の様式を加える。

（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令の一部改正）

第二条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令（平成三十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
(添付情報の省略) 第八条 「1・2 略」 3 相続人申出（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七十六条の三第一項の規定による申出をいう。次項において同じ。）をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人（不動産登記規則第五百十八条の十九第一項第一号に規定する中間相続人をいう。以下この項において同じ。）に係る法定相続人情報の作成番号（法定相続人情報に当該申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人の相続人として記録されている場合に限る。）を提供したときは、当該作成番号の提供をもって、同条第二項第一号又は第三号イに掲げる情報の提供に代えることができる。 4 相続人申出をする場合において、申出人が法定相続人情報の作成番号（法定相続人情報に当該申出人の住所が記録されている場合に限る。）を提供したときは、当該作成番号の提供をもって、不動産登記規則第五百十八条の十九第二項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。	(添付情報の省略) 第八条 「1・2 同上」 「項を加える。」 「項を加える。」

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、民法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（法人識別事項に関する変更の登記に関する経過措置）

第二条 改正法附則第五条第五項の不動産の所有権の登記名義人は、登記官に対し、所有権の登記に記録すべき法人識別事項（この省令による改正後の不動産登記規則（以下「新規則」という。）第百五十六条の四に規定する法人識別事項をいう。以下この条において同じ。）を申し出ることができる。ただし、当該所有権の登記名義人の法人識別事項が既に登記されているときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出（以下「法人識別事項の申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出人の名称及び住所
- 二 申出人の代表者の氏名

三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四 申出の目的

五 所有権の登記名義人の法人識別事項

六 土地について申出をするときは、次に掲げる事項

イ 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

ロ 地番

七 建物について申出をするときは、次に掲げる事項

イ 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である建物にあつては、当該建

物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）

ロ 家屋番号

3 前項第六号及び第七号の規定にかかわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「法人識別事項申出情報」という。）の内容としたときは、同項第六号及び第七号に掲げる事

項を法人識別事項申出情報の内容とすることを要しない。

4 法人識別事項の申出においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を法人識別事項申出情報の内容とするものとする。

一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 第七項に規定する法人識別事項申出添付情報の表示

三 申出の年月日

四 登記所の表示

5 法人識別事項の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、法人識別事項申出情報を登記所に提供してしなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法

二 法人識別事項申出情報を記載した書面（第十二項及び第十七項において「法人識別事項申出書」という。）を提出する方法

6 法人識別事項申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない

い。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についての法人識別事項の申出が同一の有権の登記名義人に係るものであるときは、この限りでない。

7 法人識別事項の申出をする場合には、次に掲げる情報（以下この条において「法人識別事項申出添付情報」という。）をその法人識別事項申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報

二 申出人が会社法人等番号を有する法人以外の法人であるときは、次に掲げる情報

イ 当該法人の代表者の資格を証する情報

ロ 第二項第五号に掲げる事項を証する情報

8 不動産登記規則（以下「規則」という。）第三十七条の二の規定は、法人識別事項の申出をする場合に
ついて準用する。

9 新規則第一百五十八条の八第一項及び第一百五十八条の九の規定は、第五項第一号に掲げる方法により法人
識別事項の申出をする場合について準用する。

10 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号。次項において「令」という。）第十二条第二項及び第

十四条の規定は、前項の場合において送信する法人識別事項申出添付情報（第七項第一号に掲げる情報を除く。）について準用する。

11 規則第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第二項の電子署名について、規則第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

12 新規則第一百五十八条の十の規定は第五項第二号に掲げる方法により法人識別事項の申出をする場合について、新規則第一百五十八条の十一の規定は法人識別事項の申出をしようとする者が法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付情報を記載した書面（以下この条において「法人識別事項申出添付書面」という。）を送付する場合について、規則第五十四条の規定は第五項第二号に掲げる方法により法人識別事項の申出をした申出人について、新規則第五十五条の規定は法人識別事項申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。

13 規則第五十七条及び新規則第一百五十八条の十四の規定は、法人識別事項申出情報が提供された場合について準用する。

14 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、法人識別事項の申出を却下しなければならない。ただし、当該法人識別事項の申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 申出に係る登記が既に登記されているとき。

三 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

四 法人識別事項申出情報又はその提供の方法がこの条により定められた方式に適合しないとき。

五 法人識別事項申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。

六 法人識別事項申出情報の内容が法人識別事項申出添付情報の内容と合致しないとき。

七 法人識別事項申出添付情報が提供されないとき。

15 規則第三十八条の規定は法人識別事項の申出を却下する場合について、新規則第百五十八条の十六第二項の規定は前項ただし書の期間を定めた場合について、それぞれ準用する。この場合において、規則第三十八条第一項中「申請人ごとに」とあるのは「申出人に」と、同条第三項中「書面申請がされた」とある

のは「法人識別事項申出添付書面が提出された」と読み替えるものとする。

16 規則第三十九条第一項及び第二項の規定は、法人識別事項の申出について準用する。

17 登記官は、法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付書面が提出された場合において、法人識別事項の申出の取下げがされたときは、法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付書面を還付するものとする。規則第三十八条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

18 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、法人識別事項に関する変更の登記をすることが出来る。

19 前項の登記の登記事項は、次のとおりとする。

一 登記の目的

二 申出の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

四 所有権の登記名義人の法人識別事項

20 新規則第百五十八条の十八の規定は、第十八項の規定による登記をした場合について準用する。

21 登記官は、第十八項の規定による登記を完了した後に当該登記が第十四項第一号又は第二号に該当することを発見したときは、当該登記に係る法人識別事項の申出の申出人に対し、一月以内の期間を定め、当該申出人がその期間内に書面で異議を述べないときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならない。ただし、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、この限りでない。

22 新規則第五百十八条の三十第二項から第四項までの規定は、前項本文の通知をした場合について準用する。

(相続人電子申出等に関する経過措置)

第三条 新規則中相続人電子申出（新規則第五百十八条の二十第十号に規定する相続人電子申出をいう。）、第五百十八条の三十二第五項第一号に掲げる方法によるローマ字氏名併記の申出（新規則第五百十八条の三十二第二項に規定するローマ字氏名併記の申出をいう。）及び第五百十八条の三十五第六項第一号に掲げる方法による旧氏併記の申出（新規則第五百十八条の三十五第三項に規定する旧氏併記の申出をいう。）に関する規定並びに前条第五項第一号に掲げる方法による法人識別事項の申出に関する規定は、規則附則第三条第一項の規定による改製を終えていない登記簿（電子情報処理組織による取扱いに適合しな

い登記簿を含む。）に係る申出については、適用しない。